

代理人

住 所	都道府県—市区町村コード [記載不要]
	〒 (3 8 0 - 0 8 4 6) 長野県長野市旭町 1 1 0 8
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ムセンツウシンカブシキカイシャ デンパ トシオ
	無線通信株式会社 代表取締役 電波 利男

代理人が申請する場合は記載してください
その場合は、委任状も併せてご提出ください

2 承継に係る無線局

① 識別信号	しんえつうんそう 1 ~ 5
② 種別	簡易無線局
③ 免許の番号又は予備免許通知書の番号	信K第 1 2 3 4 5 号 ~ 信K第 1 2 3 4 9 号
④ 免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称	信越運送株式会社
⑤ 免許の有効期間	令和 4 年 7 月 1 5 日

現在の免許状の内容を記載してください

申請者と同じ内容を記載してください

3 電波法第 5 条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類 (法第 2 項各号)	該 当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/>
相対的欠格事由	処分歴等 (同条第 3 項)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

「該当」にチェックを入れてください

承継をする者が同条の処分歴等がない場合は「無」にチェックを入れてください

4 各手続に係る個別事項

無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続 (法人が事業を合併・分割した場合)

① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

承継後 信越株式会社

〒380-0846 長野県長野市旭町 1 1 0 8

代表取締役社長 信越 太郎

各内容を記載してください
⑤~⑧は記載不要です

承継前 総合通信株式会社

〒380-0846 長野県長野市旭町1108

代表取締役社長 総合 次郎

- ② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日
令和4年4月1日
- ③ 合併又は分割の理由
経営上の判断による。
- ④ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
新法人で引き続き無線局の運用を希望するため。

- ⑤ 事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑥ 事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑦ 無線局の運用費の支弁方法（簡易無線局は該当しません 対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑧ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

□無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続（免許人が事業を譲渡した場合）

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
令和4年4月1日
- ② 事業の譲受けの理由
経営上の判断による。
- ③ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
引き続き無線局の運用を希望するため。

各内容を記載してください
④～⑦は記載不要です

- ④ 事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑤ 事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑥ 無線局の運用費の支弁方法（簡易無線局は該当しません 対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑦ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

□無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続（申請者が特定地上基幹放送局の場合）

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- ② 事業の譲渡し（法第20条第4項後段の場合）又は譲受け（法第20条第5項前段の場合）の理由
- ③ 譲渡人（法第20条第4項後段の場合）又は譲受人（法第20条第5項前段の場合）

簡易無線局は該当しません

- ）の事業計画
- ④ 譲渡人（法第 20 条第 4 項後段の場合）又は譲受人（法第 20 条第 5 項前段の場合）の事業収支見積り
- ⑤ 譲渡人の無線局の運用費の支弁方法
- ⑥ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

承継があったことがわかる書類を添付してください。例：履歴全部事項証明書、合併契約書等

5 添付書類

(1) 無線局免許手続規則第 20 条の 2 に関する手続（免許人に相続があった場合）

- 免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面
- 相続人が 2 人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続（法人が事業を合併・分割した場合）

- 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）
- 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

(3) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 2 に関する手続（免許人が事業を譲渡した場合）

- 事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）
- 譲受人が法人であるときは、その定款
- 譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

(4) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続（申請者が特定地上基幹放送局の場合）

- 事業の譲渡に関する契約書の写し **簡易無線局は該当しません**
- 譲渡人が法人であるときは、その定款
- 譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

6 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ ムセンツウシンカブシキカイシャ エイギョウ ブ サクゴイ ゴロウ
	無線通信株式会社 営業部 佐久鯉 五郎
電話番号	026-234-****
電子メールアドレス	*****@****.****.****

担当者から連絡することがあるの
で、平日の日中に連絡が取れる電
話番号等を記入してください

※以下をご確認ください

- 承継申請には申請書が正本、副本の2部必要になります。
- 合併・分割および事業譲渡に係る承継申請について、承継申請のみでは新しい免許状は発行されません。承継の許可後、変更申請（免許状訂正）を提出してください。
（相続に係る承継の届出については、処理終了後に免許状が発行されます。）

<返信用封筒について>

○相続の場合

届出の処理が完了すると、無線局免許状が発給されます。郵送には、無線局免許手続規則第32条により切手を貼った「免許状送付用封筒」が必要となります。

免許状が1枚の場合、定形郵便用の封筒に住所、氏名を記載いただいた上で84円分の切手を貼付し、当局へ申請書類とともに送付してください。免許状を折らずに発送を希望される方は、A4サイズが入る定形外封筒に120円分の切手を貼ってください。

免許状の枚数が複数枚になる場合は、定形外封筒に必要な郵便料金に応じた切手を貼ってください。

枚数がわからない場合は、信越総合通信局無線通信課（026-234-9988）に確認してください。なお、切手の金額が不足していた場合は、不足料金受取人払いとなりますので御了承ください。

※免許状1枚約7g 定形外封筒自体の重さと免許状1枚で約25gとなります。

○合併、分割及び事業譲渡の場合

申請の処理が完了すると、申請書の副本が承継許可通知書として送付されます。定型封筒または定形外封筒に住所、氏名を記載いただいた上で、必要な郵便料金に応じた切手を貼付し、当局へ申請書類とともに送付してください。

なお、免許状発行には承継許可後、別途変更申請の提出が必要となります。



↑ 返信用封筒例

（信越総合通信局へ郵送する場合は、以下を点線で切り離して封筒に貼付けると便利です ↓）

380-8795

長野市旭町1 108
長野第一合同庁舎

信越総合通信局
無線通信部無線通信課 御中

「簡易無線局承継申請書・届出書在中」